

## 令和元年第24回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和元年6月26日(水)		
	午前10時00分から 午前10時45分まで		
出席者	委員	織田委員長、伊田職務代理、與川委員、西村委員	
	事務局	石田局長、油川次長、水越担当係長、野村主査、山本主査	
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし
委員長	これから令和元年第24回定例会を開会いたします。		
	議案第32号 選挙執行及び啓発事業における謝礼等支払基準の一部改正について		
局長	(別紙のとおり、選挙執行及び啓発事業における謝礼等支払基準の一部改正について説明し、決定を受けた。)		
局長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、不在者投票指定施設での外部立会人に支払う謝礼を上限10,900円に改めます。また、従事時間別の謝礼額についても、東京都選挙管理委員会が定める規定に準じて改めることとします。		
西村委員	全国的に、一律に変わる改正でしょうか。		
局長	上限額については、一律の改正となります。		
與川委員	区の選挙管理委員会に関わるものとしては、この改正のみとなりますか。		
局長	今回の委員会決定については、この改正のみです。		
與川委員	財政課に対して、連絡する必要がありますか。		
局長	予算上、計上しておく必要はあります。		
委員長	民間施設である上荻親和会への支払い額に、影響がありますか。		
局長	当日投票所に関しては、影響はありません。		
西村委員	本件は、国の法律改正に伴うものですが、区の選挙管理委員会において金額を割増しして規定することは可能なのですか。		
局長	区の財政部門との協議により、可能ではあると思いますが、東京都の基準に合わせて定めることとしています。		
與川委員	区の選挙管理委員会では、いくつかの支払基準の規定がありますが、		

	今回改正されるのは、外部立会人についてのみでしょうか。
局 長	この外部立会人についてのみとなります。
	議案第33号 参議院議員選挙における違反文書図画の取扱いについ
	て
局 長	(別紙のとおり、参議院議員選挙における違反文書図画の取扱いにつ
	いて説明し、決定を受けた。)
局 長	本件は、政党等の政治活動用ポスター等の取扱いと、文書図画が公的
	施設等に掲示された場合の管理権撤去について、関係部署に通知する内
	容になっています。
伊田委員	いわゆる三連ポスターの中で、先に執行された区議会議員選挙の候補
	者が弁士となっているものが掲示されていました。
局 長	現認した上で、注意を伝えることとします。
委員 長	管理権撤去についての通知文は、いつ頃に発送しますか。
係 長	参議院議員選挙の公示日の前後を予定しています。
	その他・日程等について
局 長	(今後の委員会日程等について確認を行った。)
委員 長	他に質問がなければ、本日の委員会を閉じます。